

多摩地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

多摩地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施(改定率6.02%)しましたが、これによる令和4年3月から8月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数

61社

(注)61社の内、3社は調査期間の前後で勤務形態の変更等が行われたため対象外とした。

2. 平均増収率

-5.90%

(注)平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、令和4年3月～令和4年8月の6ヶ月をいう。

(算式) 改定後6ヶ月間の営業収入(税引き後)÷平成31年3月～令和1年8月の営業収入(同)×100-100

○増収率がプラスとなった事業者:16社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
_____	_____	_____	_____	3社	3社	2社	_____	3社	5社	_____

○増収率がマイナスとなった事業者:42社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
18社	_____	7社	1社	2社	_____	4社	1社	3社	2社	4社

3. 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

-4.09%

改定前1人平均給与月額 (6ヶ月)	改定後1人平均給与月額 (6ヶ月)
315,914円	302,999円

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

4. 改定による賃金改善率の分布 (58社、一般運転者平均)

(注)賃金改善率は次の算式により算出

$$\left[ \frac{\text{一般運転者に係る 令和4年3月～令和4年8月の運転者1人の平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る 平成31年3月～令和1年8月の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

○改定により賃金が上昇した事業者:19社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
1社	2社	_____	_____	4社	2社	1社	4社	2社	1社	2社

○改定により賃金が低下した事業者:39社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
17社	3社	3社	3社	3社	1社	2社	3社	1社	1社	2社

5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る）

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

【例】 A社 改定後の賃金支給率 63%、改定前の賃金支給率 60%の場合  
 $63(\%) \div 60(\%) \times 100 = 105\%$

$$\left[ \frac{\text{令和4年3月～令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{一般運転者に係る同時期の営業収入}} \right] \div \left[ \frac{\text{平成31年3月～令和1年8月の賃金支給総額}}{\text{一般運転者に係る同時期の営業収入}} \right] \times 100$$

○営業収入に占める賃金支給率が上昇した事業者:31社

110%以上	109%以上	108%以上	107%以上	106%以上	105%以上	104%以上	103%以上	102%以上	101%以上	100%以上
	110%未満	109%未満	108%未満	107%未満	106%未満	105%未満	104%未満	103%未満	102%未満	101%未満
3社	1社	1社	1社	1社	3社	3社	3社	7社	4社	4社

○営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者:27社

99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	94%以上 95%未満	93%以上 94%未満	92%以上 93%未満	92%未満
6社	4社	5社	2社	4社	2社	—	1社	3社

6. 労働条件改善状況（58社）

(1) 労働者負担の廃止・軽減の状況

- ア 労働者負担を採用していた 31社 (53.4%)
- イ 労働者負担を採用していなかった 27社 (46.6%)

(2) 上記(1)ア「労働者負担を採用していた」31社の対応状況

- ① 労働者負担を全て廃止した 9社 (29.0%)
- ② 労働者負担の一部を廃止した 5社 (16.1%)
- ③ 労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した 1社 (3.2%)
- ④ 労働者負担の全部を軽減した 3社 (9.7%)
- ⑤ 労働者負担の一部を軽減した 4社 (12.9%)
- ⑥ 労働者負担に変更なし 9社 (29.0%)

(3) 手当類の創設及び拡充の状況

- 手当類を創設、または拡充した 3社

以上

<問い合わせ先>

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会

担当者 小池、杉山

連絡先 03-3264-8080

<配布先>

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)